



事務連絡
平成21年7月7日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様について」に関するQ&Aについて

コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様については、平成15年6月4日付け医薬審発第0604001号厚生労働省医薬局審査管理課長通知「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様について」及びこのQ&Aとして、平成18年12月22日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡「「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様について」に関するQ&Aについて」（以下「事務連絡」という。）により取り扱ってきたところである。

事務連絡別添は、順次、日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）における合意に基づき更新を行っているところであるが、今般、「eCTD IWG Q&A Version1.16」として更新されたので、御了知の上、業務の参考として貴管内関係業者に対し周知方御配慮願いたい。

ICH

日米EU医薬品規制調和国際会議

eCTD IWG Q&A

Version 1.16
2008年11月13日

改訂履歴

版番号	Date	Description
1.0	2003年1月	ICHに提出された質問を検討した後の最初のページヨン
1.1	2003年2月	ICH運営委員会会議(東京)
1.2	2003年7月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)
1.3	2003年7月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)
1.4	2003年7月	FDAの法律家のコメント
1.5	2003年11月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)
1.6	2004年1月	IFPMAからの様式問題の指摘対応
1.7	2004年6月	ICH運営委員会会議(ワシントン)
1.8	2004年11月	ICH運営委員会会議(横浜)
1.9	2005年5月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)
1.10	2005年11月	ICH運営委員会会議(シンガポール)
1.11	2006年6月	ICH運営委員会会議(横浜)
1.12	2006年10月	ICH運営委員会会議(シンガポール)
1.13	2007年5月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)
1.14	2007年11月	ICH運営委員会会議(横浜)
1.15	2008年6月	ICH運営委員会会議(ポートランド)
1.16	2008年11月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)

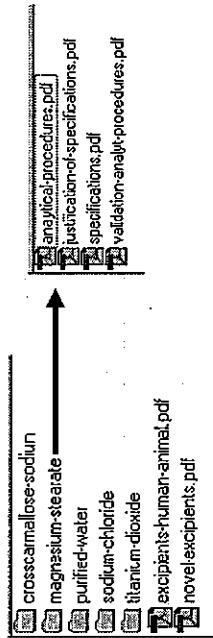
緒 言

本Q&Aは、eCTDの仕様に関するeCTD Implementation Working Group (IWG) が検討した質問の要約である。本文書で回答した質問は、ICHの3種すべてのeCTDに関する共通の質問に関するものである。ステップ2の仕様に関する質問のほとんどはステップ4で取り上げたため、このリストには示していません。地域に固有の申請方式の実装スケジュール、モジュール1の実装、モジュール1の実装スケジュール、モジュール1の実装、ライフルマネージメントに示す。

コモン・テクニカル・ドキュメント(CTD)の目次に関する質問は、ICHウェブサイトのCTD Q&Aセクションに提出すべきである。
これまでに提出された質問の一部は、eCTDの仕様変更を要求している。

本文書は、仕様が変更管理を受ける場合、または新規の質問がeCTD IWGに提出された際に、更新される。

#	質問	回答	承認日
1	紙媒体CTDには同じ文書が複数含まれることがあるが、eCTDに複数のファイルを含める必要があるか？	当該ファイルへの参照についてXMLパックボーン中に個別に記載する。ファイル構造の適切な場所にファイルを1つだけ保存し、ファイルを重複して保存しない。	Feb-03
2	eCTDでは相互参照をどう示すべきか？	ハイパーリンクを利用するこにより、CTDの相互参照をeCTDで実現できる。	Feb-03
3	XMLノード属性に以前に割り当てた値を変更できるか？(例えば、適応症に値を入れ、後に値/異なる値が必要であることが判明する場合)	現在はできない。 この質問から変更要請00200および00210が作成された。	Feb-03
4	バックボーンへの記載を重複することなく、また意図したCTD構造から逸脱しない方法で、モジュール3「添加剤の管理」セクション(3.2.P.4)に対する正しいindex.xmlファイルを作成するのには大変にむずかしい。CTDでは各添加剤に対し、個別のセクション3.2.P.4.1から3.2.P.4.4までを提供し、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6は別々のファイルであると考えられる。eCTDでは、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対し、フォルダとして、あるいはバックボーンへ記載としても、繰り返し構造を提供できない。	バックボーンの作成方法を以下に示す：各添加剤毎に要素m3-2-p-4-control-of- <u>recipients</u> を繰り返し、各繰り返しに添加剤属性を割り当てる(例えば、ステアリン酸マグネシウムおよび精製水)。これらの中の要素を含むリーフ要素を含むリーフ要素を含むリーフ要素を含むリーフ要素を含める。ここに3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対するリーフ要素の別の繰り返しを作成しない。次に要素m3-2-p-4-control-of- <u>recipients</u> の必要はない。次に要素m3-2-p-4-control-of- <u>recipients</u> を作成し、添加剤属性値「animal-human-novel」を割り当てる。ここに、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対するリーフ要素を含める。ディレクトリ/ファイル構造は、以下のようなものになる。	Feb-03



index.xmlファイルの構造は次ページの図のようになる。

		CTDの全般的なQ&Aと一致させるために、必要に応じて以下の属性を常に含める。	Feb-03
5	一部のTOCタグはDTDでは要求されない。次のいずれの場合に作成する必要があるのか、1)可能な場合はいつでも、2)この要素を繰り返す場合のみ、または3)地域の当局が要請する場合のみ、について明らかにしてほしい。	原薬 製造業者 製品名 添加剤 適応症 剤形	新医薬品の製造又は輸入の承認申請に際し承認申請書に添付すべき資料の作成要領」についてのICHガイダンスに、推奨される文書の構成(granularity)に関し現在明確に定義されている。これには、CTDおよびeCTDの各セクションに対し適切な構成と考えられるものが記載されている。ガイダンスに定義が示されていない場合は、eCTDの仕様書に記載されているフルダおよびファイル名に従う限り、適合すると考えられる文書を申請者が自由に作成できる。
6	付録4に一部のセクションに対する特定のフルダ名が示されている。また他のセクションは一般的に単一のファイルから構成されると記載されている。「一般的に」の定義は何か、また、一般的でない場合には何を実施すべきか？		新医薬品の製造又は輸入の承認申請に際し承認申請書に添付すべき資料の作成要領」についてのICHガイダンスに、推奨される文書の構成(granularity)に関し現在明確に定義されている。これには、CTDおよびeCTDの各セクションに対し適切な構成と考えられるものが記載されている。ガイダンスに定義が示されていない場合は、eCTDの仕様書に記載されているフルダおよびファイル名に従う限り、適合すると考えられる文書を申請者が自由に作成できる。
7	eCTD仕様において、適応症に使用すべき用語に付し制限はあるか？		Feb-03
8	審査官は「append」(追加)operation属性をどう閲覧し、利用するのか？当局内の審査ツールがこれらの属性をどう取り扱うかについて明確にすべきである。		eCTD仕様書は、申請者から規制者への電子的CTDの提出に関するものである。eCTDによる申請資料を審査するためには、各地域の規制当局に問い合わせること。
9	審査官からの質問は、eCTDにより電子的に提供されるのか？		eCTD仕様書は、申請者から当局への一方通行の提出メカニズムを提供する。
10	ルートフルダ名は医薬品の申請番号または登録番号とするよう推奨されている。しかし、欧州の一部の国では、申請前に申請番号を得られない。MRPの場合、各国は異なる番号を与えているため、ルートフルダの命名が問題となっている。一部の国では、申請番号は包装サイズおよび/または力価別に与えられ、固有の申請番号を見つけるのが難しい。従って、FDAへの申請で使われるような固有の識別子は、欧州では極めて実現しがたい。	各地域の規制当局よりガイダンスを得ること。	Feb-03

11 ID属性について、内部申請識別子を利用することは認められるか、または人の識別が無理なくできるようにもどどわかり易いものである必要はないか(例えば、ある問題にに関する審査官から申請者への連絡文書における場合)。	ID属性は、申請書内での固有の参照であることが意図されている。これを利用して、XML文書内で別の項目から当該項目を参照できる。XML文書ではIDの最初の文字はアルファベットでなければならない。内部のID:エネレータが数字しか使用しない場合、先頭のアルファベットの後に数字をつけることにより、これをIDとして利用できる。	Feb-03	
12 eCTD仕様書では、3.2.A.3で新規添加割1つだけ認めているが1つ以上ある場合は、どうなるのか?繰り返し要素に変更すべきではないか。	この質問は、変更要請00050から作成された。	変更要請についての決定が下されるまで、解決策を規制当局と相談すること。	Feb-03
13 現行の仕様書にはICHのウェブサイトにeCTDの空のフォルダ・テンプレートがあると記載されている。そこに、このテンプレートはない。どこにあるのか?	ダウンロードでき、そして空のeCTDフォルダ・テンプレートを作成することを実行できるファイルは、現在ICHウェブサイトより提供されている。	Jul-03	
14 eCTDにおける電子署名の使用についてはどういう見解か?	この質問は変更要請00390から作成された。	現在のところM2専門家作業部会がこの問題を取り扱う予定はない。現行の電子署名の使用については、地域ガイドラインを参照のこと。	Jul-03
15 仕様書の付録4に示された文書のファイル名は必須か、オプションか?	eCTD中のファイル名はオプションであるが、これらの名称を強く推奨する。同時に複数の似たようなファイルを開くときに、審査管が識別しやすいように、ユニーカーで理解できるファイル名の命名を考慮してもよい。ファイルの命名に対する一般規定は、仕様書の付録6に示されている。	Jul-03	
16 フォルダ・リスト・インデックス(例えば、Adobeカタログ・ファイル)を提供する必要性と、当局が希望する場合には、それらをバックボーンのどこに、どう含めるべきかを明確にしてほしい。	この質問は変更要請00310から作成された。	フル・テキスト・インデックスをどのICH地域当局も要求していないので、ガイドラインの規定は必要ない。	Jul-03
17 申請プロセスを支援するために、eCTD仕様書に記載されでいい認められないレベルのサブフォルダを作成することは認められるか?	この質問は変更要請00140から作成された。	認められる。	Jul-03

18 ブックマークを展開して示すべきか、または折りたたむべきか？表や図に対するブックマークは別の構造とすべきか？この質問は変更要請00270から作成されました。	これに関する公式ガイドラインを提供するには、どの当局の経験も不十分である。全てのブックマークを開くには適切でないと思われる。なぜなら、いくつかのインスタンスでは、審査に支障が出るくらい多くのブックマークがあり、またウェブ・プラウザの「リフレッシュ」時間に影響を与える可能性がある。同様に、またウェブ・ブックマークを完全に閉じるのも、申請者が常に開ける必要があるので有用でないと思われる。従って、申請者がブックマークをどう示したら審査官に有用かを考え、申請資料内での同様の種類の文書に対しある程度の一貫性を持たせることが望ましい。	Jul-03
19 「font library」属性に対する値として何を含めるべきかについて、明確にしてほしい。	この質問は変更要請00300から作成された。	今のところ、どの当局もこの属性を利用するつもりはないので、ガイドラインの規定は必要ない。
20 eCTDによる申請で、tifFファイルは認められるフォーマットであるのか、またはpdfに変換すべきか？	eCTDの仕様では、tifFファイルの使用は認められていない。使用できるフォーマットに関しては、仕様書の当該セクション(付録7)を参照のこと。	Jul-03
21 「delete」(削除) operation属性を使用する場合、チェックサムが要求される。チェックサムの対象となるファイルが存在しないとき、どうチェックサム属性を利用すべきか？	この質問は変更要請00350から作成された。 「delete」(削除) operation属性を使用する場合、チェックサムが要求される。チェックサムの対象となるファイルが存在しないとき、どうチェックサム属性を利用すべきか？	チェックサム属性にヌルの入力を推奨する。すなわち、二重引用符("")の間に何も記載しない。
22 過去に作成された資料に開いては、M4のGranularity Annexに記載されている形式に分割することなく、单一封ファイルとして提出して良いか？全てのレポートがM4のGranularity Annex示された方法で構造化しなければならない、決められた日付はあるか？	既に作成されたあるいは作成中のレポートについては、單一ファイルとして作成されている場合は、單一封ファイルとして提出しても、受け入れられる。今後作成されるレポートはM4 Granularity Annexに記載された方法で構造化されることを推奨する。	Nov-03
23 個々のファイル名は、作成時点からライフサイクル終了時まで固定されているのか？	そうではない。ただし、eCMD仕様または地域固有の手引きであらかじめ定められているファイル名、たとえばindex.xmlなどは除く。	Jun-04
	この質問は変更要請00590から作成された。	

24	地域固有(モジュール1)バックボーンxmlファイルのoperation属性は常に新しいものとするのか。	この質問は変更要請00600から作成された。	地域固有の手引きを参照のこと。	Jun-04
25 (削除)	ICH-E3「治験の総括報告書の構成と内容に関するガイドライン」に、個別症例データ一覧表を付録16-3に、個別症例データ一覧表を付録16-4にて、治験に基づく公表文獻および総括報告書で引用された重要な参考文獻をそれぞれ付録16-1.1.1.2.1.3.4.1.4.2に載せることになつてている。CTDでは、モジュール5.3.7に参考文獻をデータ一覧表及び症例記録表を、モジュール5.4に参考文獻をeCTDモジュール5.4に見出されるようになっている。これらの項目は実際のCTDなどび入れるようにならざる。これらは、モジュール5.4に参考文獻をeCTDモジュール5.4に見出されたらよいのか。	この質問はeCTD実装コードイニーシャルヘルプへ提出された。	eCTDとeCTDとでは扱いが異なる。eCTDの場合、症例記録表上の個別症例データ一覧表のPDFファイルはモジュール5.3.7のアカウントに添付されたり保存する。ただし、pdfexmlファイルでは、症例記録表もまた個別症例データ一覧表のリーフ要素を、併隨するpdfexmlファイルでは、症例タグ/フレームを含む追加情報がある他の要素のリーフ要素を、同じ見出しおところに保存する。更に、リーフ要素の復元を、5.3.7「患者データ一覧表及び症例記録表」から見出しえば、地域固有の手引きを、5.3.7「モジュール5.4のオルダード引出文獻」から見出しえば、地域固有の手引きに従ってモジュール5.4のオルダード引出文獻及び引出文獻のリーフ要素を併隨する治験タグフレームでは、公表文獻及び引出文獻のリーフ要素を含む追加情報がある他の治験報告書ファイルと同じ見出しえば、5.4参考文獻の項に保存しなければならない。更に、リーフ要素の反復を、5.4参考文獻の項に保存すること。	2004/6/4 (Oct-06削除)
26	申請者が仕様v3.0を使ってeCTDを提出する場合、バージョン3.2との将来の互換性はどうにして保証されるのか。	この質問は変更要請00540から作成された。	v3.0を使用した場合であっても、IDを使って将来的な互換性の問題を回避することができる。v3.0のファイルについては、規制当局に相談してライフサイクル問題を解決する方法について確認すること。	Jun-04
27	一つの申請を通じて、DTDのバージョンは一つであるべきと予想される。従つて、同一申請において初回提出時に用いたDTDと同じバージョンをその後も使い続けるべきか？	一方、新たなDTDは新規はじめるべきか？また、仮にDTDの変更が必要であるならば、古い項目の名称変更や新たな項目が追加されたような構造が変更された場合、どのように規制当局はビューアンクルを累積ビューアーのために提供するのか？	申請者は個々の地域において受け入れ可能な最新のDTDを使用するものと予想される。M2専門家(作業部会及び3極の規制当局は何時新たな仕様を公表するか)に関するガイダンスを提供するであろう。新たな仕様の実装時期は特定されるものと思われる。規制変更(例えばCTDの変更)は即座に実施されるであろうが、技術の変更是新たなベンダーな改訂時まで遅れる可能性がある。	Nov-04

28	<p>全てのICH地域において、第2部から第5部に関してノード拡張が使用できることを明らかにしていたみたい。ICHの仕様は第1部に関しては地域の問題であるが、第2部から第5部においてノード拡張の仕様を認めている。FDAはノード拡張を認めないと述べており、ICH仕様と整合性が図られていない。</p> <p>ヨーロッパにおける品目申請の経験から、ノード拡張は第4部及び第5部の構造を示すためには必要であることが示された。</p> <p>現在、このことはeCTDが地域を越えて再利用可能ではなく、企業側に対して非常に多くの再作業を行わせるることを意味する。FDAは第2部から第5部のノード拡張の使用を認めるべきである。</p>	<p>この質問は変更要請00560から作成された。</p>	<p>ノード拡張の使用に関しては個々の申請に関してはeCTD仕様に示さるべきであるよう。他の地域においてはノード拡張の使用はeCTD仕様に示されているよう受け入れ可能である(つまり、他に情報を提供する手段がないのであれば、その使用は認められる。)使用可能なインスタンス部位に関してはEUおよびMHLWの地域のガイドラインを参照。</p>	Nov-04
29	<p>単一のグローバルeCTD申請資料を作成し、これを複数の地域に送信して、各地域当局が他の地域の申請資料を無視または削除することは可能か？</p>	<p>これは推奨されない。</p>	<p>May-05</p>	
30	<p>申請者が提出するスタイルシートは認められるか？</p>	<p>地域がガイドラインを参照。</p>	<p>May-05</p>	
31	<p>この質問は変更要請00710から作成された。</p> <p>地域のMD5チェックサム・ファイル (xx-regional-nds.txt) は必要か？</p> <p>この質問は、変更要請00720から作成された。</p>	<p>必要な。このファイルに対するチェックサムは、index.xml に含まれている。</p>	<p>May-05</p>	
32	<p>日本語の文字は2バイトである。それでも、日本語のファイル／フォルダ名に64文字を使用できるか？</p>	<p>仕様3.2は、フォルダ名およびファイル名に日本語を認めていない。</p>	<p>May-05</p>	
33	<p>この質問は変更要請00730から作成された。</p> <p>申請連続番号は連続的でなければならないか、つまり0004の後に0005を提出しなければならないか？</p> <p>この質問は、変更要請00760から作成された。</p>	<p>日本語の申請資料については、連続番号が要求される。他の全ての地域においては、連続番号は望ましいが、要求されない。全地域で、連続番号は、申請全体内で固有であるべきだ。</p>	<p>May-05</p>	

34 同じノード内にファイルが既に存在する場合、次に提出する資料で、operation属性の 'new' を使用できるか？	<p>この質問は、変更要請00820から作成された。</p> <p>この質問は、関連するシーケンス・エレメントについて、詳細な説明を提供できるか？</p> <p>この質問は、変更要請00890から作成された。</p>	<p>同じノード内にファイルが既に存在する場合、次に提出する資料で、operation属性の 'new' を使用できるが、第2部から第5部ではこれを使用する機会は多くないかもしれません。カバーーターや申請書などの項目のある第1部の方が多いが使うできるだろう。operation属性の適切な使用については、仕様3.2の表 6-3 を参照。</p> <p>この質問は、関連シーケンスの利用は地域により異なる。詳細については地域のガイドンスを参照。</p> <p>IWGのeCTDの経験より、自社で作成した eCTD メッセージのは、他の申請者あるいは規制当局による閲覧を妨げているのは、仕様のどの部分が誤解されているからなのか？</p> <p>この質問は、変更要請00580から作成された。</p> <p>この質問は、変更要請00890から作成された。</p> <p>eCTD の解釈があつた。eCTD メッセージを作成および閲覧する人は、eCTD 仕様 (ICHおよび地域) に従い、こうした問題を避けるために地域の当局と相談すること。以下のリスト中の項目は新たに存在するが、こうした問題を軽減するためここにまとめた。eCTD メッセージを交換するには、これらの項目の遵守が技術的に必要である。特別な管理はeCTD メッセージの交換を妨害するかもしれない。IWG は eCTD の実施を継続して監視し、追加説明を提供する。</p> <p>項目12および20が2007年5月11日に更新された。</p>	May-05	
35 関連するシーケンス・エレメントについて、詳細な説明を提供できるか？			May-05	
36 IWGのeCTDの経験より、自社で作成した eCTD メッセージのは、他の申請者あるいは規制当局による閲覧を妨げているのは、仕様のどの部分が誤解されているからなのか？			May-05	
37 eCTD 仕様は、0000で提出したファイルを参照する 'new' のオペレーション属性を持つリーフをシーケンス0005に含めるこにより、前に提出したファイルを参照する能力をサポートする。審査官に当該ファイルが既に提出され、審査されたことを示すことはできるか？この種類の相互参照または再度用に対し、追加オペレーション属性を考慮できるか？			Nov-05	
この質問は変更要請 01080から作成された。		<p>eCTD の現実施段階では、4つのオペレーション属性 (new, append, replace and delete) が残存し、追加されない。現仕様では、ファイルが現シーケンス中ではなく、前シーケンスのものであることを技術的に決定できる。</p> <p>eCTDビューアング・ツールの供給業者は、現シーケンス中のファイルを参照するリーフと前シーケンス中のファイルを参照するリーフの差異を表示する方法を開発することが奨励される。</p> <p>この場合、Q&A No. 36で検討される項目リストでは、xlink:hrefは別シーケンス中のファイルを参照できるが、別の申請者/規制当局が eCTD を閲覧するのを防ぐことができないことに留意。</p> <p>過去に提出したファイルの参照許可に関する地域ガイドンスを参照。</p>	May-07	

38	eCTDの仕様はシーケンス内に2回以上ファイルを含めない ように推奨している。複数のリーフ参照が、eCTD内の複数の 場所のファイルを表示することが意団されている場合、本ファイル がシーケンスで2回以上参照されていることを審査官に示す ことはできるか?	eCTDの現実段階では、4つのオペレーション属性(new, append, replace and delete)が残存し、追加されない。現仕様では、ファイルが一つのシーケンス内の複数のリーフによつてリンクされることを技術的に決定できる。 eCTDビューポイント・ツールの供給業者は、この場合、表示方法を開発することが奨励される。	Nov-05
39	こうした相互参照または再使用に対し、追加オペレーション属性を考慮できるか?	この質問は、変更要請01080から作成された。	文書の内容を XML で記載する一般的な傾向があることが認められている。 しかし、現仕様は構造化された情報に対してのみ XML の使用をサポートする。これから、XML フォーマットでの概要、報告書及び他の narrative 文書の提出は現在は仕様によりサポートされていないと解釈できる。仕様には、規制当局と申請者は地域で他のフォーマットの使用を合意できると記載されている(上記と異なる方法での共通フォーマットの使用を含む)。従つて、narrative 文書に対し申請者が XML を使用したい場合は、他の規制当局はこれらの XML ファイルを受け入れない可能性があることを理解した上で、地域の規制当局と連絡を取るべきである。
40	モジュール 2-5 で、pdf 文書を提出する代わりに、XML 文書を提出できるか?	この質問は、変更要請01250から作成された。	長期的には、M2 が文書を XML で記載する標準を採用する可能性がある。
	PDF version 1.4 が全地域で使用できるか?	PDF version 1.4のみが全地域で受け入れられるバージョンであることを示すために、eCTDの仕様は次回改定時に変更される予定である。申請者はできるだけ速やかに移行すべきである。	Nov-05

41	<p>M4グラニュラリティ文書では、文書の全頁に、その主題を簡潔に示す固有のヘッダとフッタを含めることができます。</p> <p>eCTDでは、審査官はかなりの量のメタデータを使用して、容易に関連文書を見つけるので、ヘッダまたはフッタに識別子を記載する必要はない。電子媒体のみの申請で、固有の識別子を含める必要があるか？</p> <p>この質問は変更要請 1310から作成された。</p>	<p>電子申請を行うとき、各ページに固有の識別子(ヘッダまたはフッタ)を付けることが適切な状況がなさがある。例えば、文書を印刷するとき、または複数の文書を同時にスクリーン上で見るとき。固有の識別子は、CTD セクションの識別子や他のメタデータを含む必要はないが、文書の一般的な主題、例えば、試験識別子、バッチ番号を示すべきである。</p>	Jun-06
42	<p>ICH E3「治験の総括報告書の構成と内容に関するガイドライン」では、症例記録を付録16.3に、個別症例データ一覧表は地域のガイドライン16.4に、治験に基づく公表文献および総括報告書で引用された重要な参考文献をそれぞれ付録16.1.11および16.1.12に載せることになっている。CTDでは、モジュール5.3.7に患者データ一覧表及び症例記録を、モジュール5.4に参考文献を入れるようになっている。これらの項目は実際のCTDおよびeCTDではどこに入れたらしいのか。</p> <p>この質問はCTD実装コーディネーショングループへ提出された。</p>	<p>症例記録(CRF)、データセット及び患者データ一覧表は地域のガイドランスに従って構成すること。</p> <p>公表文献と参考文献のファイルは、モジュール5.4のフォルダー中に置くこと。ただし、<i>index.xml</i> ファイルでは、公表文献と参考文献のリーフエレメントは、付随する治験タグファイル(STF)に含まれる追加情報とともに他の試験報告書ファイルと同様に、見出しの下に含めなければならない。加えて、リーフ・エレメントの繰り返しは、5.4 参考文献の項の下に置くこと。</p>	Oct-06

43	以前の提出における複数ファイルを单一のファイルで置き換えることは可能か?	認められない。单一のリーフ操作では單一のリーフ要素のみが対象となる。リーフ要素とファイルを区別することは重要である。eCTD仕様書はファイル管理ではなくリーフ要素管理を記述している。	May-07
44	eCTDライフサイクル中の单一のファイルを複数回置き換えることは可能か?	認められない。申請のなかで一度リーフ要素が置き換えられると、以後そのリーフ要素は最新とはみなされない。最新のリーフのみがその後の提出において置き換え可能である。	May-07
45	例えは米国薬局方もしくは欧州薬局方の記載により添加剤の名称が変更された場合、eCTDのメタデータをどのように変更するのか? 添加剤の名称はeCTDのメタデータに含まれなければならない。さらには3.2.P.4のフォルダ名にも反映される。医薬品のライフサイクルにおいて剤形に変更がなくとも、使用されている特定の添加剤の名称がいすれ変更となる可能性がある。	eCTD仕様書にはライフサイクルにおいて属性を変更するための明解な仕組みがない。対処法として、申請者は不適切な添加剤の属性値をもつたすべてのリーフ要素を削除し、修正された添加剤属性値をもつリーフを再提出する。この対処法は局方記載添加剤および局方記載でない添加剤のいずれにも適用される。この操作を行う前に地域の規制当局に相談すること。	May-07
46	特定の局方記載の添加剤の名称変更是eCTDにおいてどのレベルで対応されるのか?	特定の局方記載ではない添加剤の名称変更是eCTDにおいてどのレベルで対応されるのか?	May-07
47	ICH eCTD 質問40番ではPDF V1.4のファイルがすべての地域で受け付け可能であるかを問い合わせている。回答は肯定的ではあつたが、eCTDにおいてV1.4を義務化すること、「受入れ可能性」よりもさらに先に進めることができる。V1.4は「受入れ可能」や「根拠があるれば」「望ましい」とするよりも、「必須」であるべきではないか?	Q&A 40番は取り下げられ、新しいQ&Aが作成された。すべての地域はPDF 1.4の受入れに合意した。PDFのその他のバージョンを提出する際には地域ガイドナンスを参照すること。	May-07
48	PDF/A-1はeCTDで提出される文書のPDFファイル形式として受入れ可能か?	PDF/A-1は保存目的の形式であり、eCTDを利用するICHでの審査要求を満たさない。	May-07
	「index-md5.txt」ファイルのフォーマットに関する追加のガイドシスはあるか。	「index.xml」ファイルの32文字のMD5チェックサムのみを含むものとする。この値の前後に追加の文字（キャリッジ・リターンおよびその他の非表示文字を含む）を入れてはならない。	Jun-08

49

欠けている属性値の取り扱いに関する追加のガイドナンスはあるか。

Jun-08

eCTD DTDが定義する「属性」には2種類がある。すなわち、リーフ要素を構成する属性(例:id, checksum, operationなど)と、反復要素の内容の定義に用いられる属性(例:3.2.S.の「substance」属性、5.3.5の「indication」属性など)である。eCTD DTDはこれらの属性を、必須(技術的に必要な)属性または任意の(選択的)属性のいずれかとして定義する。

「任意」の属性についてはいずれれも、この属性に値が与えられていない場合、その属性は省略する。たとえば、2.3.Pでは「product-name」、「dosageform」、「manufacturer」属性が任意属性である。申請者がこれらの属性に値を付与することを選択する場合(例:それぞれDrug X, Tablets, Company X), index.xmlには以下のステートメントを含めることができる:
 <m2-3-p-drug-product dosage-form="Tablets" manufacturer="Company X" product-name="Drug X"/>
 [注:属性は任意の順序で指定できる]

申請者が「product-name」および「dosageform」属性のみに値を提供するなどを選択した場合、index.xmlには以下のステートメントが含まれる:
 <m2-3-p-drug-product dosage-form="Tablets" product-name="Drug X" manufacturer 属性の値は付与されていないので、「manufacturer」ステートメントを含める必要はない。

すべての技術的に「必須」の属性については、値を付与しなければならない。そうでなければ、そのファイルは無効となる。各リーフ要素には、技術的に必須の属性としてID、operation、checksum、checksum-typeの4つがある。operation属性がdeleteのリーフ要素には、xlink:href属性値は必要としない。したがって、一般的に「checksum」および「checksum-type」属性に提供する適切な値はがない。日本では、「checksum」属性値は空になり[すなわち、ダブルクオーテーションマークの間に何も入力しない(checksum="")]、「checksum-type」属性値は「md5」とする。その他のすべての地域では、「checksum」属性値も「checksum-type」属性値も空になる。

50	ICH eCTD Q&AのQuestion 30には、独自のスタイルシートの受け入れ可能性に関しては申請者は地域ガイドラインスを参照するべきであると書かれている。ICH M2/ESTRウェブサイトにはICHスタイルシートのチェックサムが公表されており、一部のeCTDバリデーションツールでは提供されたスタイルシートのチェックサムが公表値と一致しない場合に問題が報告されることが知られている。申請者が作成したスタイルシートの受け入れ可能性に関して、ICHからの追加のガイダンスはあるか。	すべてのeCTDIは、そのeCTDIの送付先である該当地域または該当国との、ICHおよび地域の承認済みスタイルシートを含むものとする。ICHの現在推奨るのは、申請者は独自のスタイルシートを当局に提出せず、ICHおよび地域で承認されたスタイルシートのみを受け入れ可能なスタイルシートとして提出しなければならない。	特定の地域でどのバージョンのスタイルシートを使用するべきかの判断についてでは、地域ガイダンスを参照すること。	Jun-08
51	util/dtdsおよびutil/styleフォルダの内容に関する削約はあるか。	これらのフォルダの内容は、eCTDの構造、バリデーション、および表示をサポートするICHおよび地域向けのファイルに限定されている。この記述には、ICHおよび地域のDTD、地域のサポートファイル(eu.modファイルなど)、バリデーションに必要なファイル(valid-values.xmlファイルなど)、ICHおよび地域のスタイルシート・ファイルが含まれる。これらのフォルダをその他の種々のファイルに使用してはならない。	その特定のeCTDの提出およびeCTDの提出を予定している地域の要件をサポートするために、関連するICHおよび地域向けのファイルを提供することとなる。これらのフォルダには、バリデーションに問題を引き起すものとく、他の地域用のICHおよび地域で認められたファイルも含めてよい。	Jun-08
52	リーフIDはeCTDシーケンス内で一意でなければならないのか、あるいはXMLインスタンス内で一意でなければならないのか。	eCTDパックボックスXMLインスタンス内のリーフIDは一意でなければならぬ。そうでなければ、重複した直が構文解析エラーを引き押すため、ファイルは無効になる。リーフIDをシーケンス内で一意とすることは、技術的要件ではない。リーフIDの参照には必ずXMLインスタンスのパスとファイル名が含まれるため、そのリーフの一意の識別子を提供する。		Jun-08
53	eCTD内のすべてのPDFファイルにブックマークをつけなければならぬか。	目次(TOC, Table of Contents)のある文書にはブックマークがついていることが期待される(詳細についてはeCTD仕様を参照)。TOCのない文書には、ブックマークが文書内容のナビゲーションに役立つ場合、ブックマークをつける。たとえば、試験結果を要約した4ページの文書に、ナビゲーションの助けとなるブックマークが必要となる場合がある。一方、單一のデータリストで構成される300ページのファイルの場合、それ以上の内部構造はなしため、ブックマークは必要ない。詳細については地域ガイダンスを参照すること。		Jun-08

54	eCTDファイルのフォルダ構造に空のフォルダ(すなわち、別の空のフォルダを提出してはならない。 フォルダもファイルも入っていないフォルダ)を含めることができる。	Jun-08
55	eCTD仕様では、PDF 1.4が全地域で受け入れ可能な唯一の ページノンであると推奨されている。その他のPDFの文書のブ ロバティについて、ICHの推奨はあるか。	<p>その他のPDF表示ツールを使用した場合は、設定の表示は異なる可能性 がある。しかし、Acrobat 7では、「ファイル」>「文書のプロパティ」をクリック することで「文書のプロパティ」を確認でき、これにより以下のタブが表示さ れる。</p> <p>「概要」タブ – 申請者はファイルがPDF 1.4であることを必ず確認し、そ うでない場合は必ず地域ガイドラインに準拠する。ファイルはFast Web Viewing(高速ウェブ表示)用に最適化しなければならない。ICHでは、この タブのその他のフィールドに関する推奨はしていない。</p> <p>「セキュリティ」タブ – eCTD仕様に記されているように、個々のファイルに はいかなるセキュリティの設定も行ってはならない。</p> <p>「フォント」タブ – eCTD仕様に、フォントおよび埋め込みの使用に関する 提案が含まれている。</p> <p>「初期表示」 – ICHでは以下の設定を推奨する:表示(Show)=ブラックマー クとページ;ページアウト=デフォルト;倍率=デフォルト;ページ番号 (Open to Page Number) 1 上記以外の個々の設定については、ICHからの推奨はない。</p>
56	リーフ記述内のapplication version属性はどのように使用する べきか。	Jun-08
57	xml:lang属性の正しい使用法に関する明確な説明はあるか。	Jun-08
58	モジュール3の構造的メタデータの値(モジュール3.2.Sでは原 薬名および製造業者、モジュール3.2.Pでは製剤名、剤形、製 造業者)をそのモジュールのフォルダ名としても使用しなけれ ばならないか?	Nov-08 いいえ。メタデータの値をそのままデイクリトリ構造のフォルダ名に使用しな ければならない技術的要件はない。さらに、ツールベンダーは、ユーザー がメタデータの値とフォルダの値を別々に所有できるようにするべきである。 そうすれば、構造的メタデータの記述的な直に影響を及ぼすことなく、ユー ザーがフォルダ/ファイル・パス全体の長さを管理することができるからであ る。

59	すべてのシーケンスで同じフルダ名にする必要があるか? (例、原薬名)	いいえ。フルダ名が過剰に長くなる等といった理由で変更が必要な場合には、シーケンスによってフルダ名を変更することは可能である。また、eCTDビルディングツールはすべてのシーケンスでフルダ名の統一を強制すべきではない。	Nov-08
60	同一のバックボーン・インスタンスまたは別のシーケンスにおける複数のリーフから、単一のSTFファイルを参照させることは許容されるか?	使用される各インスタンスのライフサイクル管理上の問題が発生しうるため、推奨されない。同一の試験IDを有する複数のSTFを提出すべきではない。	Nov-08
61	1つのSTFファイル内で、同一のバックボーン・インスタンスまたは別のシーケンスにおける別のeCTD要素のリーフ要素を参照させることは許容されるか?	使用される各インスタンスのライフサイクル管理上の問題が発生しうるため、推奨されない。同一の試験IDを有する複数のSTFを提出すべきではない。	Nov-08
62	STF仕様書のタイトル名「1試験の情報をCTDの別のサブセクションで提示する(Presenting Information from One Study in a Different Subsection of the CTD)」に記載されている仕様に準拠するために、バックボーンにおいて2つの異なる場所に同一の試験IDをつけたSTFファイルを提供することは許容されるか?	複数のeCTDサブセクションに関連する单一試験の結果を提出する場合、同一のSTFを作成し、単一のサブセクションに膜連づけるべきである。その試験が関連する追加的な各サブセクションについては、スパンサーや、どのようなサブセクションにSTFがあるのかを記載した單一の書類を提出すべきである。	Nov-08
63	STF仕様書のタイトル名「CTDの同一サブセクション内における期間別(time-specific)分析を識別する(Distinguishing Time-Specific Analyses Within the Same Subsection of the CTD)」に記載されている仕様に準拠するため、同一の場所に同一の試験IDをつけて2つのSTFファイルを提供し、試験タイトルを使用して2グループを区別することは許容されるか?この2グループを区別するために試験IDに接尾語をつけることは、許容あるいは推奨されるか?	单一ファイルを提出するのではなく、個別のサブセクション下の試験報告書のライフサイクルを自ら管理することを望む場合は、追加的なSTFファイルと付随するリーフを提出すること。複数のSTFに関する試験IDは、ADME123-absorptionやADME123-distributionのように明確な接尾語をつけた独自の試験識別子で構成すべきである。同一の試験IDを有する複数のSTFを提出すべきではない。	同一の試験IDを有する2つのSTFファイルは、同一試験と解釈される。したがって、試験タイトルによる区別はできない。abc123-6monthやabc123-12monthのように、試験IDに接尾語を加えることは、区別する助けになると考えられる。

Q&A No. 36 2007年5月更新

- 1 申請連絡番号フォルダ中に、index.xmlという名称の ICH パックボーン・ファイルが存在するのを確認する。
- 2 ICHより発表された eCTD DTD のチェックサムが、'util/did' フォルダ中のeCTD DTD のチェックサムと同じであるのを確認する。
- 3 index.xml が、'util/did' フォルダ中の対応する eCTD DTD バージョンに対しハリテートされているのを確認する。
- 4 operation属性の値がnewである場合は、修正ファイル属性値は空白である。つまり、記入されていない。
operation属性の値がappend、replaceまたはdeleteである場合は、修正ファイル属性は有効値(valid value)である。
operation属性がnew、append またはreplace である場合は、xlink:href属性是有効値である。
- ID 属性値が文字またはアンダースコア文字で始まるることを確認する。
- 5 適切なフォルダに xx-regional.xml[1] が存在することを確認する。
- 6 地域で発表されたDTD、XML Schema、および関連ファイルのチェックサムが、'util/did' フォルダ中の対応するファイルのチェックサムと同じであることを確認する。
- 7 地域のインデックス・ファイルが、'util/did' フォルダ中の対応する地域DTD、XML Schemaおよび関連ファイル(例えば、modified-file属性)に対してノリデータされていることを確認する。
- 8 地域で要求されるインスタンス・ファイル(例えば、STF)を用いる場合は、地域で発表されているDTD、XML Schemaおよび関連ファイルのチェックサムが、'util/did' フォルダ中の対応するファイルのチェックサムと同じであることを確認する。
- 9 地域で要求されるインスタンス・ファイル(例えば、STF)を使用する場合、インスタンス・ファイルが 'util/did' フォルダ中の対応するDTD、XML Schemaまたはより関連ファイルに対しハリテートされていることを確認する。
- 10 地域XMLファイル(s)が、正確な(correct) XML syntaxおよび正確な(correct) 属性内容に対しシリデータされていることを確認する(地域ガイダンスを参照)。
- 11 全てのファイルに対するチェックサムが、関連するバックボーン(すなわち、index.xml, xx-regional.xml)に記載されているチェックサムと等しいことを確認する。
- 12 xlink:href リファレンスで識別される全てのファイルが存在することを確認する。
- 13 フォルダ m1からm5 ('util' サブフォルダ以外のサブフォルダを含む)に参照されないファイルがないことを確認する。
- 14 参照されるDTDに関連して、適切なフォーマットが修正されたファイル属性に使用されていることを確認する(仕様3.0仕様3.2)
- 15 全てのファイルとフォルダの命名規定(長さ制限および許容される文字)が eCTD 仕様の付則6に従っていることを確認する(注:eCTD 仕様中のフォルダとファイル名は強く推奨されているが、強制ではない(Q&A No. 15を参照))
- 16 申請資料に含まれる全ての最下位レベルの見出しお要素に、少なくとも1つのリーフが含まれることを確認する。
- 17 どのPDFファイルも100 MBを超えないことを確認する。
- 18 提出連絡番号が4桁であることを確認する(すなわち、0000から9999までの数字)
- 19 シークエンス・フォルダ名が、xx-regional.xml中のシークエンス番号と一緒にすることを確認する(日本には適用されない)。
- 20 リーフまたはハード拡張 title 属性が空白でないことを確認する(operation属性が delete の場合を除く)
- 21 このファイルもファイルレベルのセキュリティまたはパスワード保護が使用されていないことを確認する。
- 22 PDFのリンクヒップタマーカーが関連していることを確認する。
- 23 高速ウェブ配信用に、PDFファイルが最適化されていることを確認する。

[1] xxがICH地域の識別子を示す場合、euは欧洲連合、jpは日本、usは米国地域である。